

第 36 回 由良川水系・二級水系河川整備計画検討委員会 議事概要

日時：令和 7 年 8 月 7 日（金）14：00～16：30

場所：綾部地域交流センターあやテラス ホール

■議題

第 1 部 一級河川由良川水系由良川下流圏域河川整備計画の変更原案について
（対象河川）犀川

第 2 部 一級河川由良川水系由良川上流圏域河川整備計画の変更原案について
（対象河川）高屋川他 2 河川

■議事内容（第 1 部）

【委員】

変更原案の主な変更箇所は P. 32～34 犀川の整備に係る記載と P. 40 流域治水の推進の 2 箇所
でよい。

【京都府】

そのとおり。

【委員】

資料 2 P. 8 の図 1-3 について、ホタルは生息場所によって明滅するパターンが異なるうえ、遺
伝子汚染の恐れがあるため最近では幼虫等の放流は実施していない。

また、同資料 P. 9 に「由良川はサケの遡上する南限の河川」と記載あるが、鳥取県や島根県で
も確認されているため、共に今の時世に合せる形に変更いただきたい。

【京都府】

確認のうえ、記載を更新する。

【委員】

流域治水について、漠然と協働して進める旨の記載のみで何をやるのかよくわからない。流
域治水が今回の河川整備計画（変更原案）を踏まえてどのように進むのか、また、京都府が今
後どのように流域治水に取り組んでいくか記載いただきたい。

【京都府】

流域治水の推進にあたり、流域治水プロジェクトを策定しており、本資料に河川整備や貯留
施設、ソフト対策の実施内容などの具体的な取組内容を記載している。京都府では、流域治水
プロジェクトに基づいて流域治水を推進することとしており、本資料については継続的にフォ
ローアップを実施している。

【委員】

流域治水の推進にあたり、京都府が今後取り組んでいくものを教えていただきたい。

【京都府】

由良川下流圏域においては、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として河川整備などを記載している。今回議論する犀川及び高屋川水系についても今後に位置付ける予定。

【委員】

それは河川整備計画を反映するということで、それだけが流域治水ではないのでは。河川整備以外で京都府が貢献できる取組等があると思われるため、今後に向けて検討いただきたい。

【委員】

流域治水は以前から言われているが、具体的にどういったものかわからない人が多いと思われる。資料 1 P. 17 に流域治水プロジェクトを記載しているが、どこで何をしているか不明瞭。

地域の方に知ってもらい、取り組んでいただくためには、何か方策や記載が必要で流域治水プロジェクト以外に良いものがあれば記載いただきたい。

【京都府】

ご指摘のとおり、記載方法については検討する。

【委員】

治水対策（ハード対策）については行政でしっかりと実施する旨が記載されているが、ソフト対策については情報提供に留まり、後の活動は任せるような記載になっている。そのため、ソフト対策を啓蒙するような記載で完了するのではなく、具体的にどの程度の被害があり、どのような効果があるかなどを見える化していく必要がある。

【京都府】

ダムを整備した際に水位低下量を検証する他、河川整備においても一定の整備が完了した際に家屋浸水の減少数などの効果を検証している。ただ、被災された方が 0 になる訳ではないため、計画への記載方法が難しいが検討する。

【委員】

資料 2 P. 10 で計画対象期間が計画変更から概ね 30 年間と記載あるが、犀川に係る工期が 30 年といった認識でよいか。地元住民は整備の完成時期が気になると思われるが、完成時期や進捗の見通し等はどのように考えているか。

【京都府】

河川整備計画については、どの計画も概ね 20 年～30 年で計画している。ただ、現場に着手すると様々な条件によって早く完了することや整備が遅れることもあるため、犀川についてはまず 30 年を目標として整備を進めて参りたい。

【委員】

資料 1 P. 17 の流域治水プロジェクトにため池防災が記載されているが、検討のうえで記載しているのか。また、本計画のような長期計画に記載しても問題ないのか。

【京都府】

流域治水プロジェクトには、基本的に各部局が今後実施していくと意思表示した取組が記載

されているため、本計画へ記載は問題ないと考えている。

【委員】

河川整備計画の中で、流域治水対策による効果は考慮されているか。

【京都府】

河川整備計画では、上流のため池で貯留するなどの流域治水対策の効果は考慮しておらず、流域に降った雨などについては全て河川で受ける形で考えている。今後、想定規模以上の洪水等が発生した場合に別途貯留等を行い、流出を抑えるのが流域治水と考えている。

【委員】

ため池や水田の貯留量は大きくないため、10年確率規模の雨に対して河川の負担を軽減できる程度が現実的と考える。実施にあたり、各省庁間での調整が必要になるが、組込むことによって河川の工事の負担を軽減でき、その分他の河川に回すことができる。

【委員】

各工法（河道掘削、河道拡幅、河道掘削+遊水地）の経済評価について、遊水地の取扱次第で経済評価が大きく変化すると考えているが、遊水地に要する土地は買い取りを考えているか。

【京都府】

遊水地に要する土地は買収することを前提に費用の算定を進めている。

【委員】

今後実施予定のパブリックコメントにおいて、被害に遭われた方からの意見があれば挙げていただきたい。

【委員】

資料2 P.2で「北近畿タンゴ鉄道」と記載あるが、「京都丹後鉄道」と記載した方がわかりやすいと思われる。

【京都府】

修正する。

■議事内容（第2部）

【委員】

目標規模を京都府では10年確率規模を基本としているところを5年確率規模で設定した理由（考え方）について補足いただきたい。今後、パブリックコメントにおいて「もっとお金と時間をかけたらできるのでは」などの意見が出た時にどのように回答をするのか。

【京都府】

高屋川水系は流下能力が低い区間が非常に多く、目標規模を10年や30年に引き上げると能力が不足する箇所（整備が必要になる箇所）が非常に多くなり、整備に係る時間や費用が膨大になる。そのため、一度に10年や30年を目指すのではなく、上下流バランスを図りながら、段階的に整備水準を上げることとしたい。

【京都府】

計画は最近の予算の付き具合を踏まえながら策定しており、今後予算が絞られると整備が停滞し、予算が付くと前倒しが可能になる。このような状況を踏まえると、まずは5年確立規模で被災箇所の手当てをしていくことが必要であり、5年確立規模が妥当と考える。

【委員】

資料5 P.21で「森林の水源かん養機能が十分保たれるよう、森林の管理・保全について関係機関等とより一層連携を図る」と記載があるが、具体的にどのように連携を図るか教えていただきたい。

【京都府】

近年山が荒廃し、流出した流木が橋梁等に停滞することによって断面積が阻害され、溢水する事例が見受けられる。そのため、山が荒れることも被災原因の一つと考えられており、森が荒れている等の意見があれば、関係機関と連携・情報共有することを考えている。

【委員】

自然環境分野の取組では、山が荒れることに対して獣害などの話が話題に挙がるが、治水関係に繋がる旨の話はあまり聞かない。

そのため、山を守ると治水に繋がる旨をもう少しアピールすることが必要で、計画に盛り込めれば良いと思う。

【委員】

資料4 P.10で慣行水利権の水量が記載されているが、この値はどこかで計られた数字か。

【京都府】

慣行水利権の水量については、量に関わらずどの程度取水しているか届出させていただいており、届出に記載ある水量の合計を資料に記載している。

【委員】

高屋川水系を5年確率規模で整備することについて、危険な時は資料5 P.20に記載の河川監視カメラの取組等を併用して対応するといった意図でよろしいか。

【京都府】

仰るとおり、流下能力が不足している区間は水位計や河川監視カメラなどを活用し、避難に繋げ、ハード・ソフト両輪で被害軽減を図ることを目的に記載している。

また、想定を超える大きな洪水が発生することも念頭に、被害を最小限に抑えられるようソフト対策を充実させていくこと、更に流域治水の取組のうち、河川管理者が特に取り組みたい内容としても記載している。

【委員】

計画の変更に伴って計画の対象河川が増えることについて、現場では働き手不足と聞かすが、技術的進歩があったため対応が可能という認識でよいか。

【京都府】

現行計画で定めた畑川ダム等の整備については概ね完了しており、計画変更後は新規河川の3河川に注力することになる。

【京都府】

河川は整備=完了ではなく、整備後も維持管理が必要になるため、整備を進めた分管理する延長も増加する。そのため、管理延長が増加することに伴い人手が必要になるが、整備が完了してきている河川もあるため、純粋に負担が増えているわけではない。

【委員】

大朴川を視察した際、小さな橋梁に枝葉が滞留している箇所がいくつか見受けられた。今回採用する河道掘削は河道拡幅に比べて橋梁への影響が小さいと記載あるが、公共ではない私道橋などはどのように取り扱っていくのか。

【京都府】

私道橋については、占用手続きを踏まえて架けており、土地利用の状況を踏まえて不要になった橋については撤去を促している。今回整備する大朴川は断面が狭い区間で、水位を下げる方向で整備を進めるため、橋梁に限らず、水道管なども影響が出るかと思われる。その際は、施設の更新など河川管理者として適切な形で指導する。

【委員】

計画の主な工法として河道掘削を採用することで問題ないが、掘削した土砂の処理について計画に記載しないのか。

【京都府】

一般的に掘削した土砂は圃場整備などの他の公共事業に盛土等で活用できないか検討することとしており、一度に大量の土砂発生が事前に見込まれる場合は、事業着手前に活用先を検討し、少量で活用先が見つからない場合は処分場で処分することとしている。

【委員】

今までは事業完了までを考慮した計画で良かったが、近年様々な環境問題が広がっているため、方法を一つに断定するのではなく、その都度その時代に合せた公共事業で処理するなどこの計画を次の計画にどのように結び付けていくかといった循環の視点で、今後計画を作っていく方が良い。